

6森政第17号
令和6年(2024年)4月5日

森林づくり推進課長
信州の木活用課長 様
各地域振興局林務課長

森林政策課長

工事価格に占める法定福利費の割合について(送付)

法定福利費の適正な支払いのための取組として、令和4年4月18日付け4森政第53号により通知しているところですが、林野庁から別添「工事価格に占める法定福利費の割合について(令和6年4月1日付け事務連絡)」により林野庁直轄事業における法定福利費の割合を変更する旨の通知がありましたので、その旨御了知ください。

なお、地域振興局林務課におかれましては、貴職管内市町村へ御周知をお願いします。
また、長野県等が発注する森林土木事業への適用については、他の基準適用と合わせて令和6年5月1日以降を予定していることを申し添えます。

(問合せ先)

担当：森林政策課 指導担当 百瀬、渡澤
電話：026-235-7265
防災電話：8-231-3226
電子メール：rinsei@pref.nagano.lg.jp

法定福利費の割合

(単位：%)

工種区分	工事価格に占める 法定福利費の平均割合
河川工事	3.92
河川・道路構造物工事	3.50
治山・地すべり工事	4.08
海岸工事	3.39
森林整備A	4.08
森林整備B	
道路工事	3.63
鋼橋架設工事	2.78
P C 橋工事	3.81
舗装工事	3.87
公園工事	4.08
橋梁保全工事	3.87
道路維持工事	4.67
トンネル工事	4.52